計画進捗率を乗じて得た数値を当該修正を行った年度から当該駐留軍等の再編に係る交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値」とあるのは、「修正を行う年度前の計画点数とする。この場合において、交付終了年度の計画点数は、再編点数から交付終了年度前の全ての年度の計画点数を減じて得た数値」とする。

る駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第四十八条の規定による交付金の交付（当該駐留軍再編促進金融業務に要する費用に係るものに限る。以下同じ。）に関する事務をつかさどる。

附則第三条中「事務を」の下に「、平成二十九年三月三十一日までの間、駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定、再編関連振興特別地域（駐留軍再編特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定、再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍再編特別措置法第八条に規定するものをいう。以下同じ。）の作成並びに再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務を」を加える。

附則第三条の次に次の一条を加える。

（防衛施設庁施設部施設対策課の所掌事務の特例）

**第三条の二**　防衛施設庁施設部施設対策課は、第十一条各号に掲げる事務のほか、駐留軍再編特別措置法第六条の規定が効力を有する間、同条の規定による再編交付金の交付に関する事務をつかさどる。

附則第七条の次に次の二条を加える。

（防衛施設局施設部の所掌事務の特例）

**第七条の二**　防衛施設局施設部は、第三十一条に規定する事務のほか、平成二十九年三月三十一日までの間、駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定、再編関連振興特別地域の指定、再編関連振興特別地域整備計画の作成並びに再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

2　仙台防衛施設局及び広島防衛施設局の施設部は、第三十一条及び前項に規定する事務のほか、駐留軍再編特別措置法第六条の規定が効力を有する間、同条の規定による再編交付金の交付に関する事務をつかさどる。

（防衛施設局事業部の所掌事務の特例）

**第七条の三**　防衛施設局事業部は、第三十二条に規定する事務のほか、前条第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第九条を次のように改める。

（防衛施設局施設部施設企画課の所掌事務の特例）

**第九条**　防衛施設局施設部施設企画課は、第四十四条に規定する事務のほか、平成二十九年三月三十一日までの間、駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定、再編関連振興特別地域の指定、再編関連振興特別地域整備計画の作成並びに再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

2　那覇防衛施設局施設部施設企画課は、第四十四条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、平成二十四年三月三十一日までの間、駐留軍用地返還特別措置法第六条の規定による返還実施計画の策定に関する事務をつかさどる。